

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」 に関する緊急要望について

国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（以下、臨時交付金という。）は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図ることを目的とし、令和2年5月1日付で要綱が示され、合わせて各地方公共団体へ臨時交付金の第一次交付限度額が通知されたところです。

この交付限度額は、各地方公共団体の財政力や人口規模の指標を用いた計算を行うことによって算出されております。この結果、特別区への交付限度額は、大幅に減額され、約72億円が示されております。一方、現時点で把握している特別区の財政需要は、臨時交付金対象事業の地方単独事業分だけでも、約533億円を見込んでいます。

今回の臨時交付金の一義的な目的は、新型コロナウイルスの感染対策であり、第一次として示された交付限度額は、感染者数が全国で最も多い特別区の取組みに対し、配分が大きく不足していると言わざるを得ません。

仮に、臨時交付金の第一次交付額を感染者数比率の約25%で配分したとすると約900億円、人口比率の約7%で配分したとしても約250億円の交付額となり、今回提示された約72億円とは、あまりにも大きな乖離となっています。

財政力や人口規模の指標により交付限度額が割落としをされている現状は、到底容認できません。

特別区における取組みは、現下の感染拡大の防止対策、感染者への支援、地域医療を支える従事者への支援のみならず、感染の第2波、第3波の発生を抑える取組みなど、今後も継続的に行う必要があります。そして、特別区の取組みは、低迷する社会・経済を押しとどめ、950万人の区民のみならず、社会全体の活力を回復させる原動力となるものです。

特別区長会として、必要な財政需要を的確に反映した追加の財政支援措置を国の責任において行うことを強く要望いたします。

令和2年5月22日

特別区長会会長

山崎 孝明